

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求める。

令和7年12月9日

1. 概要

(1) 契約予定件名

児童手当等の支給に関する作業委託

(2) 目的

世田谷区の児童手当等支給事務を適正に行うため、各帳票の処理作業等、一連の業務を正確に、迅速に、かつ効率的に行う。

(3) 業務内容

①児童手当等各種通知書等作成及び発送作業

②児童手当現況届等作成作業

③児童手当電話対応業務

④児童育成手当現況届作成及び発送作業

⑤児童扶養手当現況届作成及び発送作業

⑥児童扶養手当証書作成及び発送作業

※詳細は別紙「仕様書」を参照すること。

(4) 履行期間

契約の日（令和8年4月1日予定）から令和11年3月31日まで

※ただし、契約は単年度ごととし、令和9年度以降の契約については各年度における本事業の予算配当があり、かつ 前年度の履行状況が良好であることを契約締結の条件とする。

(5) 対象世帯総数

約77,000世帯

※件数は各業務内容によって異なる。詳細は別紙「仕様書」を参照すること。

2. 参加事業者の資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 令和2年度以降、人口40万人規模以上の方自治体において児童手当現況届等処理作業と同種の業務又は類似業務について受託実績があること。
- (6) プライバシーマークまたはISM認証を取得している（取得申請中を含む）か、もしくは自社においてこれらの資格を取得している者と同等程度の個人情報保護

に関する社内規定を設けていること。

(7) データプリント、封入・封緘等の各作業において、事業の中止を引き起こすような災害発生を想定し、受託者は早期復旧を図るための事業継続計画（B C P）を策定済みであること。

(8) 「児童手当等の支給に関する作業委託事業者審査委員会」の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている事業者でないこと。

委員会の構成員は、下記のとおり。

委員長 世田谷区子ども若者部長 松本 幸夫

委 員 世田谷区子ども家庭課長 虎谷 彰子

委 員 世田谷区子ども家庭課子ども医療・手当担当係長 牧野 利香

委 員 世田谷区子ども家庭課子ども医療・手当担当係長 高橋 千栄

3. 提案書の提出者を選定するための基準

本案件では、提案書の提出者の選定を行なわず、参加資格の確認のみを行なう。

4. 選定スケジュール

令和7年12月 9日	公告
12月22日	参加表明書提出締め切り
令和8年 1月 13日	質問票提出締め切り
1月 29日	提案書提出締め切り
1月 30日	審査開始
2月 4日	審査結果通知発送
2月 6日	契約に向けた打ち合わせ開始

5. 説明書の交付期間及び方法

①交付期間

令和7年12月9日から令和7年12月22日まで

②交付方法

下記世田谷区ホームページからのダウンロード

<https://www.city.setagaya.lg.jp//02413/28382.html>

または



⇒ ページIDから探す ⇒ 「28382」を入力して検索

6. 参加表明書の提出方法

(1) 提出期限

令和7年12月22日 午後5時必着

(2) 提出先及び提出方法

下記「10. 担当」あてに持参又は郵送すること。

7. 質問表の受付及び回答方法

(1) 質問方法

区担当者より送付するファイル共有サービスの指定 URL へ「様式2_質問表兼回答書」をアップロードすること。なお、当該 URL は「様式1_参加表明書」の連絡先に記載されたメールアドレス宛てに送付するため、留意すること。

(2) 提出期限

令和8年1月13日 午後5時まで

(3) 回答方法

公平を期すため、質問内容をとりまとめのうえ全参加表明者に対して回答する。

なお、回答については区担当者より別途送付するファイル共有サービスの指定 URL よりダウンロードすること。

(4) 回答予定日

令和8年1月15日

8. 提案書の受付方法

(1) 提出期限

令和8年1月29日 午後5時必着

(2) 提出方法

区担当者より送付するファイル共有サービスの指定 URL へアップロードすること。

なお、当該 URL は「様式1_参加表明書」の連絡先に記載されたメールアドレス宛てに送付するため、留意すること。

9. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金は免除とする。

(3) 契約締結時には契約書の作成を要する。

(4) 本件業務に直接関連する他の委託契約であっても、本件業務の契約相手方との随意契約により締結することを予定するものではない。

(5) 参加表明書及び提案書の作成ならびに提出にかかる費用の負担については、世田谷区では一切負担しない。

(6) 参加を表明した者及び提案書を提出した者からの提出物は返却しない。

(7) 本件選定は契約相手方となる候補者を選定するためものであり、業務の仕様については選定過程において区が提示した資料及び提案者による提案内容に拘束されな

い。契約時の仕様は、選定された候補者と区とで仕様調整を行い、双方の合意により確定するものとする。

- (8) 透明性及び公平性を確保する観点から、本案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の事業者名及び提案書を特定した理由（審査経過等）については、世田谷区情報公開条例の規定に基づき第三者に開示する場合がある。
- (9) 提出された書類に虚偽の記載があること、選定に関して自己を有利とする又は他の参加者を不利とするため審査委員会委員又は区職員等の関係者に対して不当な働きかけを行ったこと、その他選定に関して不正行為や公序良俗に反する行為を行ったことが判明した場合、その提案は無効とする。
- (10) 本件は単年度で予定価格 2, 000 万円以上となるため、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。別紙「労働報酬下限額について」を確認のうえ、基準額を下回らないよう留意すること。
- (11) その他詳細は説明書を参照すること。
- (12) 本案件は令和 8 年度契約の準備行為であり、本契約の締結は令和 8 年度予算の配当を条件とするため、契約自体が締結されない可能性があること、また予定価格等に変更が生じる可能性があることについて、事業者が予め了承していることを前提として実施するものとする。

10. 担当

世田谷区子ども・若者部子ども家庭課子ども医療・手当担当

住所：〒154-8504 世田谷区世田谷 4-22-33

場所：世田谷区役所本庁舎 西棟 3 階 304 番窓口

電話：03-5432-2309